国立市権利擁護支援推進計画

～副題～

（2026（令和８）年度～2030（令和 12 年度）

素案

目　次

第１章　計画策定にあたって 1

１－１　計画策定の趣旨 2

１－２　計画の背景 3

（１）国立市の現状と支援を必要とする方の動向 3

（２）権利擁護支援と意思決定支援と権利侵害からの回復支援 9

（３）判断能力が十分でない状態にある方の決定を支える仕組み 12

１－３　計画の位置付け 16

１－４　計画の期間 16

１－５　計画策定の体系 17

（１）　国立市権利擁護支援審議会 17

（２）　アンケート及びヒアリングの実施 17

（３）　パブリックコメントの実施 17

１－６　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ） 18

第２章　計画の基本的な考え方 20

２－１　計画の基本理念 20

２－２　計画の基本施策 20

基本施策１　当事者が自らの価値観で意思決定できる環境づくり 20

基本施策２　権利擁護支援施策の展開 20

基本施策３　権利擁護を支える地域連携ネットワークと中核機関の整備 21

基本施策４　成年後見制度の普及啓発と適切な利用へのつなぎ 22

第３章　施策の展開 23

基本施策１　当事者が自らの価値観で意思決定できる環境づくり 23

個別施策１　本人の意思形成、意思表明、意思実現のための取組の促進 ... 23

個別施策２　当事者が意思決定できる環境整備の調査研究 23

個別施策３　意思決定支援普及リーダー養成研修の実施 23

個別施策４　意思決定支援の充実・普及 23
基本施策２　権利擁護支援施策の展開 24
個別施策１　身寄りのない方への総合的な権利擁護支援の検討 24
個別施策２　終活支援の調査研究 24
個別施策３　住まいに関する総合的な支援の充実 24
個別施策４　日常生活自立支援事業の充実 24
個別施策５　虐待防止に関する取り組みの充実 25
個別施策６　消費者被害への対応の検討 25
基本施策３　権利擁護を支える地域連携ネットワークと中核機関の整備 25
個別施策１　各機関とのネットワーク構築の推進 25
個別施策２　他機関との連携（医療機関、金融機関等） 25
個別施策３　権利擁護支援チームへの支援の充実（チーム形成支援・チーム自立支援・後見人等支援） 25
個別施策４　権利擁護の相談支援機能の充実 26
個別施策５　中核機関の設置 26
個別施策６　協議会の設置及び運営 26
個別施策７　市民後見人の養成・育成 26
個別施策８　市民後見人養成講座修了者の活躍の場の提供 27
基本施策４　成年後見制度の普及啓発と適切な利用へのつなぎ 27
個別施策１　権利擁護・成年後見制度の普及啓発 27
個別施策２　法人後見の推進 27
個別施策３　権利擁護における支援検討会議の実施 27
個別施策４　所得や財産が少ない方への報酬助成の充実（利用支援事業） . 27
第４章　計画の推進体制と進行管理 28
４－１　計画の周知 28
４－２　計画の進捗管理・評価 28

わたしの意思を尊重するために大切にしてほしいこと

- 誰でもみんな意思があります。わたしにも意思があります。わたしの意思を大事にしてください。
- わたしの意思を理解してほしいので、時間をかけてお互いを知り合っていきましょう。
- わたしの意思が分からないときは、できる限り色々な方法でわたしの意思を理解し、そして尊重してください。
  わたしが意思を伝えられないときでも、わたしの想いをよく知る人を通じてわたしの意思を知ろうとしてください。
- わたしには、地域の中でいろいろな人と生きていく権利があります。わたしのことはわたしが決めます。わたし抜きで、わたしのことを決めないでください。
- あなたにはおかしなこと、良くないことと思えるものであったとしても、わたしに自分のことを決める力がないと決めつけないでください。わたしには、意思が尊重される権利があります。一度決めた意思を変える権利もあります。
- わたしは人の説明を参考にして意思を決めることもできます。支援を受けて決めた意思も、わたしの意思です。
- わたしが自分のことを決めるためには、練習や経験が必要です。決める経験を多くすることで、もっと自分で決めることができるようになります。
- わたしの人生をわたしとして生きる。

出典：「LIFE 意思決定支援の基本的考え方～だれもが「私の人生の主人公は、私」～」

１－１　計画策定の趣旨

近年の少子化、高齢化による人口の減少、単身世帯の増加等を背景とする無縁社会の進行など、多様な社会構造の大きな変化の中で、私たちは暮らしています。地域で自分らしく安心して暮らし続けるために、社会の変化に対応したまちづくりが求められています。

国立市は、すべての人たちの命・尊厳・生活を大切にし、互いに尊重し合い、いきいきと活動しやすい環境を作ることをまちづくりの本旨とした「人間を大切にする」をまちづくりの基本理念として掲げています。また、すべての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み支え合う「ソーシャル・インクルージョン」を基本とし、「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」（以下、「基本条例」という。）を制定しました。

基本条例の前文には以下の文言があります。

「人権とは、全ての人が生まれながらにして持つ固有の権利であり、誰もが自分らしく生きる権利を保障されている。人は誰もが一人一人異なる存在であることから、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、互いの多様性を認め合うことにより、個人の人権を尊重していかなければならない。そのような日常における相互理解と協力の中に、日々の平和な暮らしが生まれる。」

私たちは、個人として尊重されなければなりません。これは日本国憲法第 13 条にも規定されており、条文では「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」とされています。

私たちは自由に自分らしく生きる権利があります。しかし、認知症、知的しょうがい、精神しょうがいなどにより判断能力が十分でない状態にある方の中には、自分の意思が尊重されていない、自分らしく生きている実感がない、意見を聞いてもらえないと感じている方もいるかもしれません。自分の意思をうまく伝えられないとき、本人と共に考え、寄り添い、伴走し、本人の意思を尊重し生活の中に反映させていく支援が必要です。

この計画は、本人の意思を尊重する支援を必要とする人も含めた地域で暮らす全ての人が、基本的人権を享有する個人として尊重され、私たち一人一人がかけがえのない存在であることを認め合い、住み慣れた地域で自律的に暮らしていくことができる社会を目指すための計画です。

１－２　計画の背景

（１）国立市の現状と支援を必要とする方の動向

①人口の推移と今後の推計

国立市の人口は 2027（令和 9）年以降減少に転じる一方、65 歳以上人口は増加を続け、2055（令和 37）年には高齢化率が 36.5%まで上昇します。

■国立市の人口構成の推移と今後の推計

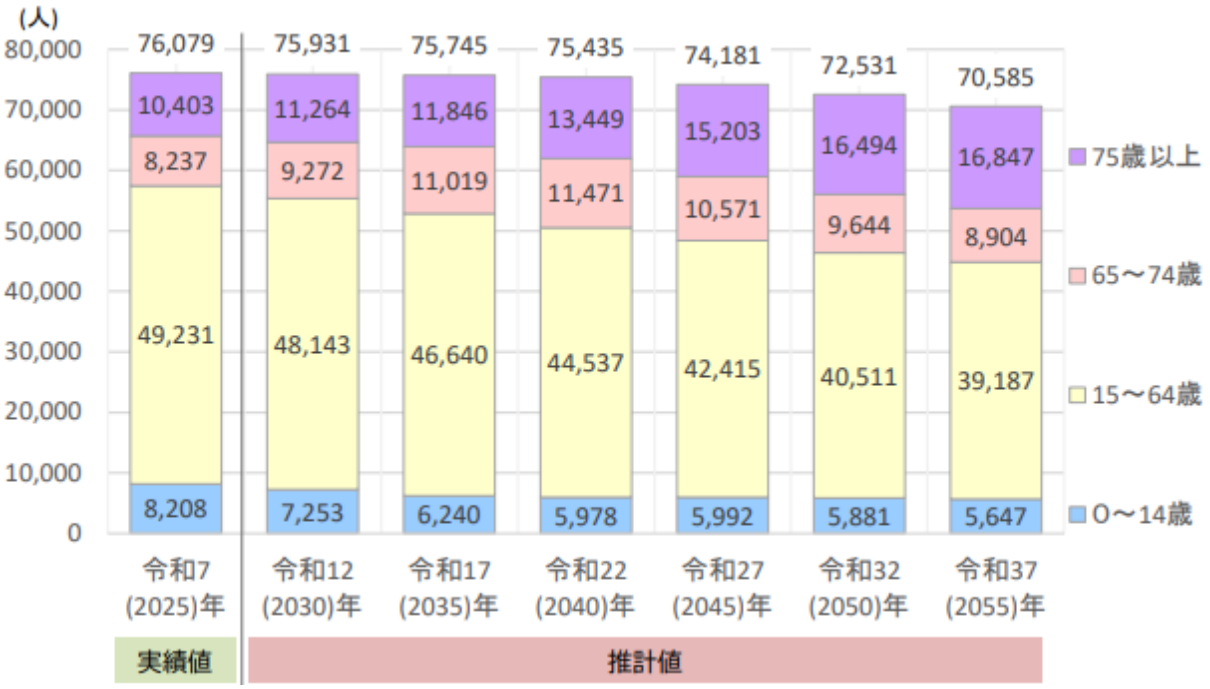

資料：国立市第 5 期基本構想・第 3 次基本計画（令和 8（2026）年）

②要支援・要介護認定者の増加状況

要支援・要介護認定を受ける方はいずれも年々増加しています。

■要支援・要介護認定者数の推移

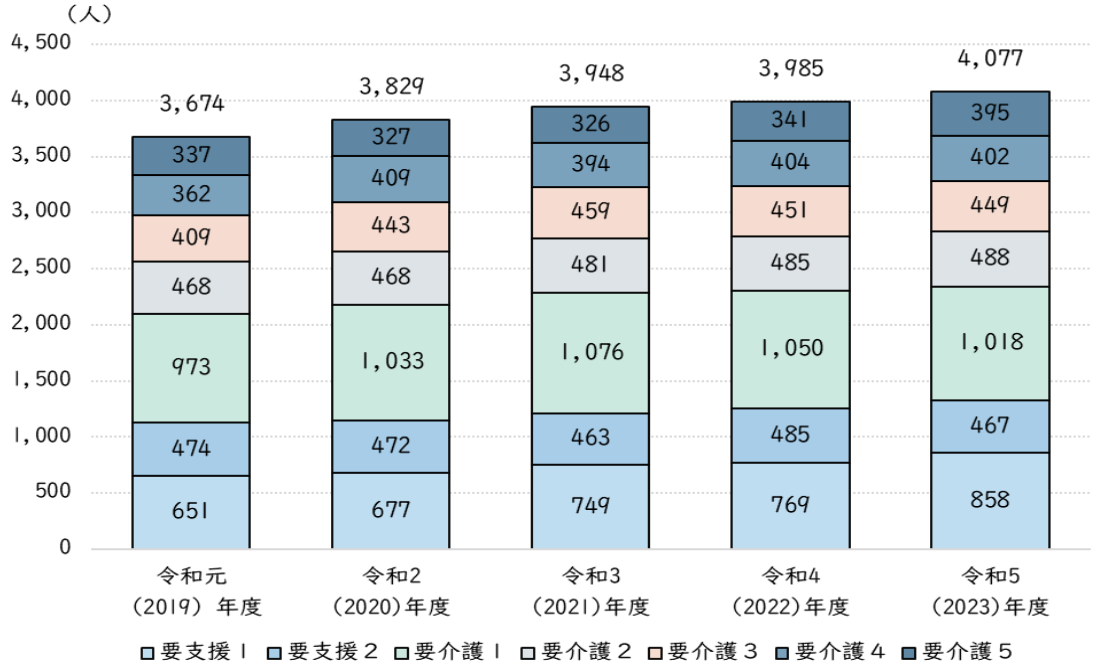

資料：統計くにたち令和６年度（各年度末現在）

③しょうがいのある方の状況と推移

身体障害者手帳所持者数はおおむね横ばいで推移している一方、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数は近年増加傾向にあります。

■身体障害者手帳所持者数

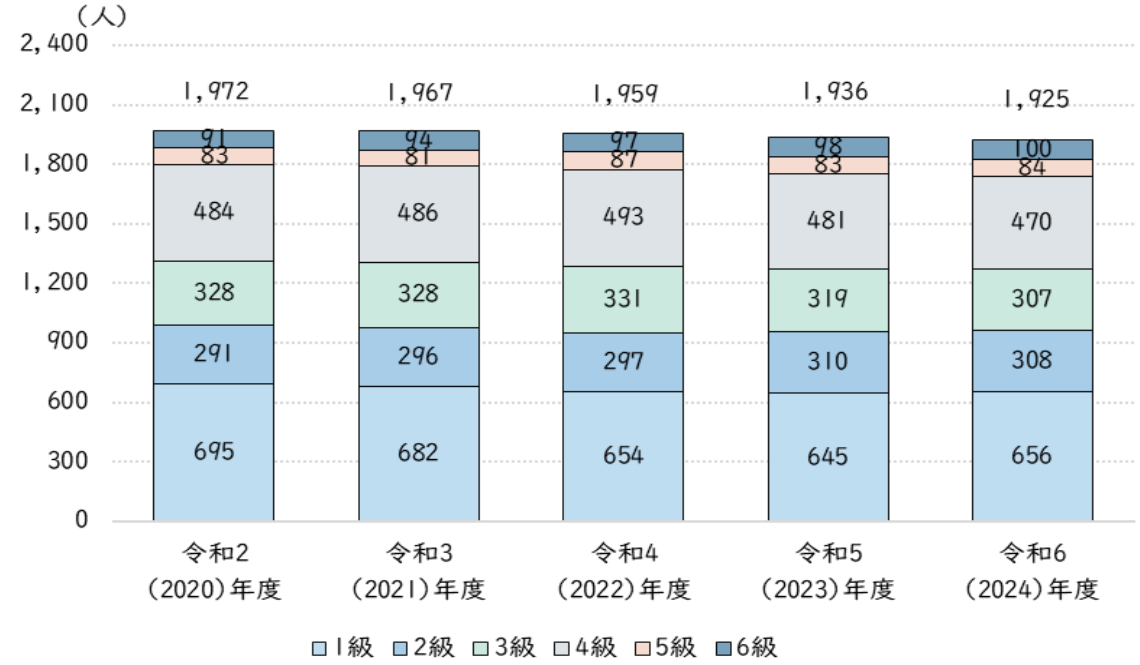

資料：統計くにたち　令和６年版（各年４月１日現在（満 18 歳未満を含む総数））

■愛の手帳所持者数

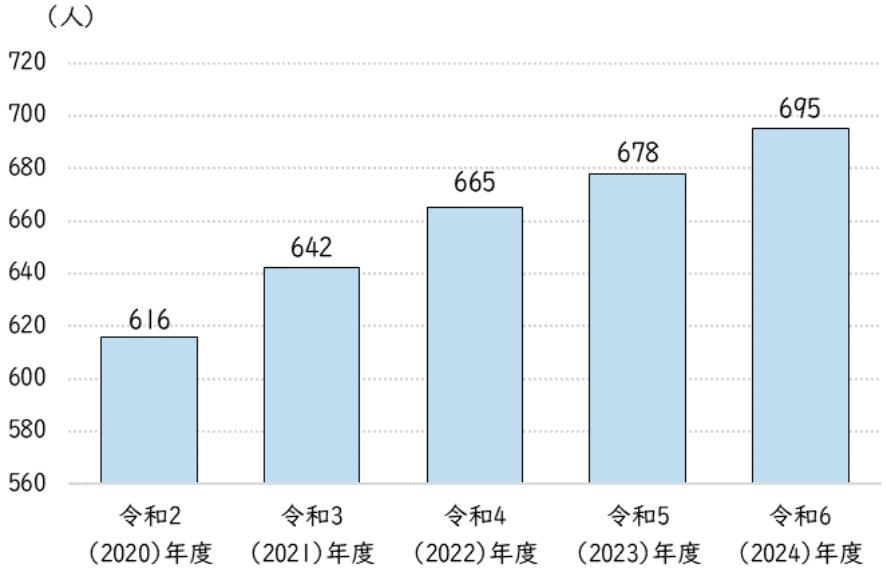

※愛の手帳は、知的障害のある方が各種サービスを受けるために東京都が独自に設けている手帳で、他府県では「療育手帳」と呼ばれ、知能測定値・社会性・基本的生活などを年齢に応じて総合判定しています。

資料：統計くにたち　令和６年版（各年４月１日現在（満 18 歳未満を含む総数））

■精神障害者保健福祉手帳所持者数

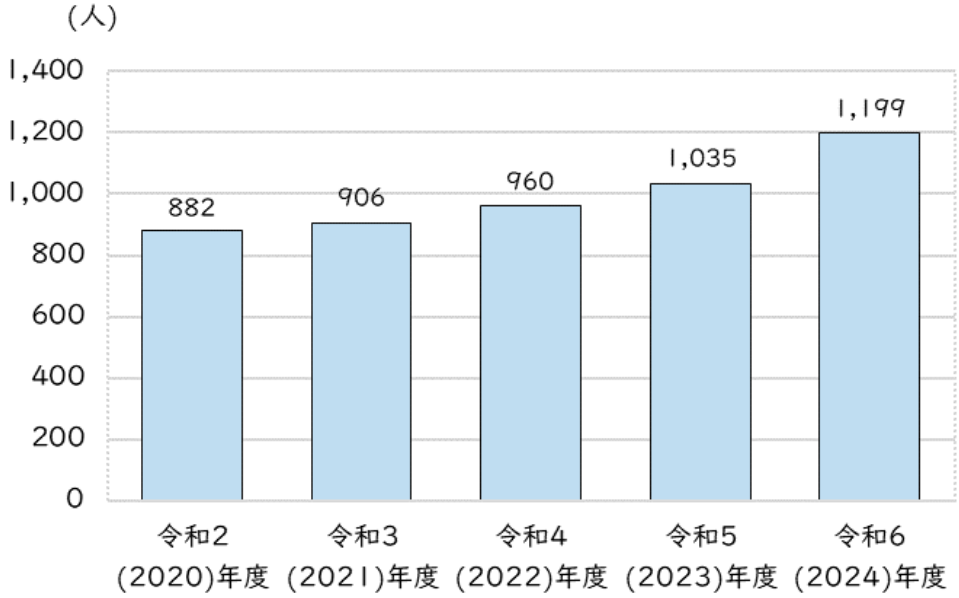

資料：しょうがいしゃ支援課提供（各年４月１日現在）

④アンケートの概要

ア．アンケートの目的

本計画の策定にあたり、市内の介護・しょうがいしゃ事業所および成年後見人等の専門職を対象として、権利擁護や意思決定支援に関する現状・課題、今後必要とされる取組について把握することを目的にアンケート調査を実施した。調査結果は、国立市権利擁護支援審議会における議論の基礎資料とし、計画の方向性を検討するための参考とするものである。

イ．アンケートの項目

〔事業所アンケート〕

問１　意思決定支援について、これまで取り組まれたことについて、次の中から選択してください。（複数回答可）

※意思決定支援とは、意思決定に困難を抱える人が、日常生活や社会生活等に関して自分自身がこうしたいこうでありたいと思う気持ちが反映された生活を送ることが可能となるように、その人を支援することやその仕組みのこと

問２　利用者の意思決定を支援するために、事業所として具体的に取り組んでいることがありますか。

問３　問２で「①ある」と回答した事業所に伺います。取り組んでいる内容について、次の中から選択してください。（複数回答可）

問４　問２で「②ない」と回答した事業所に伺います。取り組んでいない理由について、次の中から選択してください。（複数回答可）

問５　意思決定支援について今後はどのような取り組みを考えられていますか。最も注力したいものを次の中から１つ選択してください。

問６　意思決定支援に関する、今後の貴団体の姿勢に最も近いものを次の中から１つ選択してください。

問７　意思決定支援を進めるにあたって、必要なことは何だと思いますか。具体的に記載してください。

問８　成年後見制度の内容を知っていましたか。

問９　市民後見人制度について知っていましたか。

問 10　成年後見制度のことを相談するならどこに相談しますか。

問 11　権利擁護の視点で、今の成年後見制度について不十分だと感じる点はありますか。

問 12　問 11 で「①ある」と回答した方に伺います。不十分だと感じる点について、具体的に記載ください。

問 13　本人の権利が守られていないと感じたことはありますか。

問 14　問 13 で「①ある」と回答した方に伺います。守られていないと感じた点について、具体的に記載ください。

問 15　個別支援会議などの会議体に本人が参加する場合はありますか。

問 16　支援するにあたって、後見人がついていてよかったと思うのはどういう時ですか。また、疑問に思う時はどういう時ですか。具体的に記載ください。

問 17　意思決定支援に関わっているケースについて、うまくいった事例やうまくいかなかった事例等がございましたら記載してください。

問 18　意思決定支援や成年後見制度等についてご意見等がございましたら、具体的に記載してください。（取り組むうえでの課題、成果・工夫点、今後の予定など）

問 19　権利擁護支援について、日頃抱えている悩みなどがありましたら、具体的に記載してください。

問 20　意思決定支援や成年後見制度等について、市役所に望むことがありましたら、具体的に記載してください。

〔専門職アンケート〕

問１　職種について教えてください。

問２　法定後見人等（保佐人、補助人を含む）の受任経験はありますか。

問３　任意後見人の受任経験はありますか。

問４　意思決定支援を進めるにあたって必要なことは何だと思いますか。具体的に記載してください。

※意思決定支援とは、意思決定に困難を抱える人が、日常生活や社会生活等に関して自分自身がしたい（と思う）意思が反映された生活を送ることが可能となるように、その人を支援することやその仕組みのこと

問５　法定後見制度における課題について、次の中から選択してください。（複数回答可）

問６　国立市において、必要な法定後見制度について必要だと思う取り組みや仕組みは何ですか。次の中から選択してください。（複数回答可）

問７　民法改正により法定後見を終了することが柔軟にできるようになった場合、担当している被後見人は終了できるでしょうか。次の中から１つ選択してください。

問８　専門職後見人から市民後見人等への交代（リレー方式）について、担当している被後見人は交代できると思いますか。次の中から１つ選択してください。

問９　成年後見人の担い手が不足することが予想されています。担い手確保について、今後どのようなことが必要だと思いますか。

問 10　任意後見制度を利用しやすくするために、どんな取り組みが必要だと思いますか。次の中から１つ選択してください。

問 11　権利擁護の視点で、今の成年後見制度について不十分だと感じる点はありますか。

問 12　問 11 で「①ある」と回答した方に伺います。不十分だと感じる点について、具体的に記載ください。

問 13　ご本人の権利が守られていないと感じたことはありますか。

問 14　問 13 で「①ある」と回答した方に伺います。守られていないと感じた点について、具体的に記載ください。
問 15　意思決定支援や成年後見制度等についてご意見等がございましたら、記載してください。（取り組むうえでの課題、成果・工夫点、今後の予定など）
問 16　意思決定支援や成年後見制度等について、市役所に望むことがありましたら、具体的に記載してください。
問 17　権利擁護支援について、日頃抱えている悩みなどがありましたら、具体的に記載してください。

ウ．アンケートの対象者・回答状況

・実施時期：2025（令和７）年４月４日～４月 25 日
・回収方法：依頼文を送付し、LoGo フォームにて回答を依頼
・対象者：
　事業所アンケート：市内の介護・しょうがいしゃ事業所
　専門職アンケート：弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、市民後見人 等
・回答数：
　事業所アンケート：32 件
　専門職アンケート：37 件

エ．アンケート結果の概要

〔事業所アンケートの結果〕

・６割以上の事業所が意思決定支援に取り組んでおり、本人への面談や懇談会開催などが行われている。
・課題として、本人の意思を推察するためのガイドライン不足、職員スキル向上や研修の必要性、家族・関係機関との合意形成の難しさが挙げられた。
・自由記述では、「本人の選択経験を増やす場の提供」「職員全員の理解と研修」「関係機関連携」などが多数示された。

〔専門職アンケートの結果〕

・課題として、身寄りのない方の死後事務対応、報酬助成制度の自治体間格差、困難事例を引き受ける体制の不足などが挙げられた。
・必要な取組として、専門職と市民後見人をつなぐリレー方式、候補者選定や報酬助成の仕組みの明確化、関係機関連携や情報共有（DX 推進含む）、信頼できる後見人とのマッチング強化が求められた。

（２）権利擁護支援と意思決定支援と権利侵害からの回復支援

①権利擁護支援について

第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下「国第二期計画」という。）では、「権利擁護支援とは、地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動である」と定義しています。下記の図のように、「意思決定支援」と「権利侵害の回復支援」の２本柱により本人の権利を擁護するための活動を「権利擁護支援」といいます。

②意思決定支援について

意思決定支援とは、自ら意思を決定すること又はこれを表明することが困難な状況にある方（以下「本人」という。）に対して必要な情報を提供し又は本人の意思や考えを引き出す等、本人自身による意思決定を支援するための活動をいいます。

「意思決定支援」という言葉は支援者が行うものと感じられますが、英語の「supported decision making」を日本語に翻訳したものです。直訳すると「支援を受けた意思決定」となり、本人が行うものとして表現されています。

市では本人の立場に立って、以下の８つを大事なテーマとして意思決定支援・支援付き意思決定を考えていきます。

わたしの意思を尊重するために大切にしてほしいこと

- 誰でもみんな意思があります。わたしにも意思があります。
  わたしの意思を大事にしてください。
- わたしの意思を理解してほしいので、時間をかけてお互いを知り合っていきましょう。
- わたしの意思が分からないときは、できる限り色々な方法でわたしの意思を理解し、そして尊重してください。
  わたしが意思を伝えられないときでも、わたしの想いをよく知る人を通じてわたしの意思を知ろうとしてください。
- わたしには、地域の中でいろいろな人と生きていく権利があります。わたしのことはわたしが決めます。わたし抜きで、わたしのことを決めないでください。
- あなたにはおかしなこと、良くないことと思えるものであったとしても、わたしに自分のことを決める力がないと決めつけないでください。わたしには、意思が尊重される権利があります。一度決めた意思を変える権利もあります。
- わたしは人の説明を参考にして意思を決めることもできます。支援を受けて決めた意思も、わたしの意思です。
- わたしが自分のことを決めるためには、練習や経験が必要です。決める経験を多くすることで、もっと自分で決めることができるようになります。
- わたしの人生をわたしとして生きる。

意思決定支援のゴールは「意思決定すること・させること」ではありません。支援者が本人に意思決定して欲しい場面でも、決定できない・したくない場面もあります。また、一度決定した意思が、時間を経て変わることもあります。意思決定の結果にとらわれず、本人にとっても納得感があるプロセスを踏むこと、その積み重ねの結果、本人が自分の意思を自分の人生に反映できている、そう実感できるようになることが、意思決定支援の考え方の中で非常に重要だと考えています。

また、選ぶ経験を積み重ねることも重要です。小さいことでも支援を受けながら比較し選び、自分で決定したという経験を積み重ねることで、自分で選び決定したい・決定できるという気持ちを育んでいくことができます。

意思決定支援は、その時その時の選択の支援のみならず、長い時間をかけて積み重ねていく、本人が自らの人生の主人公になるための「エンパワメント」なのです。

意思決定支援の土台は、支援者と本人との信頼関係の構築、人的・物的環境の整備（支援者の本人に寄り添った受容的な態度や、本人が安心して意思を表明することができる関係性、時間、空間などの環境）にあります。そして、意思決定支援には「意思形成支援」「意思表明支援」「意思実現支援」の３つのプロセスがあるといわれています。それぞれの支援におけるポイントは以下のとおりです。ただし、これらはあくまで一例です。当事者によって、分かりやすくなる方法、意思を伝えやすくなる環境などは様々で、一律の正解はありません。本人を中心に据え、本人の様子をよく見ながら、適切な方法を本人と一緒に検討します。

（１）意思形成支援

・本人が意思を形成するのに必要な情報を提供すること。
・本人が理解できるよう、わかりやすい言葉や文字、イラスト、マーク、写真など、適切な方法で説明すること。
・本人が理解している事実認識に誤りがないか確認すること。
・本人が自発的に意思を形成することのしょうがいとなる環境等はないか確認すること。
・本人が何を望むか、開かれた質問を可能な限り使うこと。
・選択肢を提示する場合、可能な限り複数の選択肢を示し、比較しやすいよう文字や図、表で説明するなど工夫すること。
・本人の人生の中で「選ぶ」ことを経験する機会を可能な限り多く用意すること。
・人生のすべての場面における選択肢を増やすために必要なあらゆる体験を提供すること

（２）意思表明支援

・本人が意思表明しやすいよう、支援者の態度、人的・物的環境の整備に配慮すること。
・決断を迫るあまり、本人を焦らせないよう注意すること。場合によっては、本人がその場で決定しない、ということもありうることを支援者が認識すること。
・本人の示した意思は、時間の経過や本人が置かれた状況等によって変わりうるので、最初に示された意思にとらわれず、適宜確認すること。
・言葉だけではなく、わずかな表情や態度、行動、雰囲気などの変化により、本人の意思を推定することも一つの手段となること。
・本人の表明した意思が、本人の信条や生活歴、価値観等から見て不自然な場合や、迷いがみられる場合、本人にとって大きな不利益が予想される場合などは、本人の意思を形成するプロセスを振り返り、改めて適切なプロセスにより本人の意思を確認する必要がある場合もあること。

（３）意思実現支援

・形成され表明された本人の意思を、本人の能力や利用可能な社会資源を最大限活用

したうえで、日常生活・社会生活に反映するよう最大限取り組むこと。
・意思の実現を支援するにあたり、他者を害する場合や本人にとって見過ごすことのできない不利益など重大な影響が生ずる場合を除いては、他者から見て合理的であるかどうかによらず意思を尊重するための支援をすること。
・本人が経験をすることにより意思が変わる場合もあることから、本人に経験してみることを提案することも意思を実現する支援として有効な場合があること。

③権利侵害からの回復支援

虐待や消費者被害などの権利侵害を受けると、そのショックにより本人の根源的な力が弱まり（パワレス状態）、自分の権利を護るための選択をするということが難しくなる場合があります。そのような場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」や「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づいた行政などによる虐待対応や、「消費者安全法」などの消費者保護施策による支援、成年後見制度の活用、刑法、民法に基づく加害者への刑事責任、民事責任の追及などによって、権利侵害の拡大を阻止し、権利を回復するための支援を行う必要があります。

（３）判断能力が十分でない状態にある方の決定を支える仕組み

①日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的しょうがいしゃ、精神しょうがいしゃ等のうち判断能力が十分でない状態にある方が地域において自立した生活が送れるよう、本人の意思を十分に確認し、本人と一緒に支援計画書を作成した上で、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

主な支援内容は以下のとおりです。

・福祉サービス利用の手助け
　介護保険や障害福祉サービスの利用手続き、福祉サービスに関する情報の提供などをサポート。
・日常的な金銭管理の支援
　光熱費や家賃の支払い、年金の受け取りなどを一緒に確認し、必要な手続きをサポート。
・重要書類の預かり
　年金証書や定期預金の通帳などを銀行の貸金庫で安全に保管。

国立市では、本事業の実施主体である東京都社会福祉協議会から国立市社会福祉協議会が受託しています。利用者数は 75 名前後を推移しており、近年は初回相談件数（2024（令和６）年度は 46 件）と共に増加傾向にあります。

また、厚生労働省において 2024（令和６）年６月に設置された「地域共生社会の在り方検討会議」では、身寄りのない人も含め、判断能力が十分でない状態にある方の地域生活を支える支援策について、地域福祉権利擁護事業を大幅に見直して事業規模の拡大を図る方向性も提案されています。

■日常生活自立支援事業利用者数の推移

	2020 年度（令和 2 年度）	2021 年度（令和 3 年度）	2022 年度（令和 4 年度）	2023 年度（令和 5 年度）	2024 年度（令和 6 年度）
件数	58 人	68 人	64 人	73 人	77 人

資料：国立市社会福祉協議会提供（各年 3 月 31 日現在）

②成年後見制度について

成年後見制度とは、認知症の方、知的しょうがいのある方、精神しょうがいのある方など判断能力が十分でない状態にある方の財産管理や身上保護を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う仕組みとして、平成 12 年 4 月 1 日からスタートした制度です。

家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見」とあらかじめ本人が任意後見人を選ぶ「任意後見」があります。

「法定後見」は判断能力の程度に応じて、「後見」「保佐」「補助」があり、また、「任意後見」は、本人の判断能力が十分なうちに、任意後見受任者と契約を結び、判断能力が十分でない状態になったときに備えるものです。

法定後見制度の三類型

累計	本人の状態	支援する人
後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	成年後見人
保佐	判断能力が相当程度十分でない状態にある方	保佐人
補助	判断能力が十分でない状態にある方	補助人

成年後見制度は原則として、家庭裁判所に直接申し立てる制度なので、国立市に住民登録がある方がどのくらい成年後見制度を利用しているかについて、市は東京家庭裁判所が自庁統計として集計した概数により確認しています。

この概数によりますと、2024（令和６）年 12 月の時点で、約 200 名の方が利用されています。

また、この概数によると、利用者総数に占める「後見」の割合が約７割となっており、「保佐」や「補助」と比べ多い状態にあります。本人の判断能力に応じた適切な後見累計の利用に留意することが必要です。

③成年後見制度の利用状況

■制度に関する相談件数の推移

	2020 年度（令和 2 年度）	2021 年度（令和 3 年度）	2022 年度（令和 4 年度）	2023 年度（令和 5 年度）	2024 年度（令和 6 年度）
相談件数	286 件	267 件	162 件	177 件	301 件

資料：国立市社会福祉協議会提供（各年 3 月 31 日現在）

■成年後見制度利用者数の比較

	成年後見	補佐	補助	任意後見	合計	人口	人口 1 万人あたり利用者数
国立市	146 人	44 人	9 人	0 人	199 人	76,706 人	25.94 人
東京都	19,223 人	5,191 人	1,706 人	551 人	26,671 人	14,195,730 人	18.79 人
全国	179,373 人	54,916 人	16,857 人	2,795 人	253,941 人	123,551,595 人	20.55 人

資料：東京家庭裁判所「区市町村別成年後見制度の利用者数（東京都）」（令和 6 年 12 月 27 日現在）
最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況－令和 6 年 1 月～12 月－」
東京都「東京都の人口(推計)」、総務省統計局「人口推計」（令和 7 年 1 月 1 日現在）

■成年後見関係事件の申立件数の推移

	2020 年度（令和 2 年度）	2021 年度（令和 3 年度）	2022 年度（令和 4 年度）	2023 年度（令和 5 年度）	2024 年度（令和 6 年度）
成年後見	24 人	10 人	14 人	26 人	20 人
補佐	2 人	3 人	7 人	6 人	12 人
補助	2 人	1 人	0 人	1 人	1 人
任意後見	0 人	2 人	0 人	0 人	0 人

※東京家裁（立川支部を含む。）に対して申し立てのあった件数を集計したものですが、その数値は自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがあります。
※申立て後に住所地の変更届出があったものは異動後の住所地を基準としています。
※申し立て時の類型を基準に集計したものです。
資料：東京家庭裁判所「成年後見関係事件の申立件数」（各年 12 月 31 日現在、令和 6 年のみ 12 月 27 日）

■市長申立件数の推移

	2020 年度 （令和 2 年度）	2021 年度 （令和 3 年度）	2022 年度 （令和 4 年度）	2023 年度 （令和 5 年度）	2024 年度 （令和 6 年度）
申立件数	7 件	2 件	10 件	14 件	14 件

※市長申立とは、身寄りがないなどの理由により本人や親族による申立てができない場合に、市が本人に代わって家庭裁判所へ成年後見等の申立てを行う仕組みです。

資料：国立市事務報告書（各年 3 月 31 日現在）

④成年後見制度に関する動き

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号。以下「利用促進法」という。）第 1 条では、「認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理または日常生活に支障があるものを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること」とされています。

また、利用促進法第 14 条第 1 項の規定により「市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする」と示されています。

利用促進法施行後、各分野で意思決定支援を充実させるため、厚生労働省等が 5 つのガイドラインが発出されています。

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」

「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」

「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」

「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」

「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」

利用促進法に基づき国が策定した「国第二期計画」では、以下の通り述べています。

「成年後見制度の利用促進とは、単に利用者の増加を目的とするのではなく、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものでなければならない。」

「第一期計画では、（中略）中核的な概念である権利擁護支援については必ずしも明確に定義してはいなかった。そこで、第二期計画では、これを明確にした上で取組を進めていくことが重要である。」

また、同時に現在の成年後見制度の問題点についても以下の通り言及しています。

「法定後見制度の後見類型は、終了原因が限定されていること等により、実際のニーズに関わらず、一時的な法的課題や身上保護上の重要な課題等が解決した後も、成年後見制度が継続することが問題であるとの指摘や、一時的な利用を可能として、より利用しやすい制度とすべきとの指摘などがある。これを踏まえ、成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。」

⑤民法改正の動き

利用促進法に基づき国が策定した第二期計画で挙げられた課題を検討するため、2022（令和４）年６月より、成年後見制度の在り方に関する研究会が開催され、2024（令和６）年２月に、全 22 回の会議結果にもとづくとりまとめの報告書が公表されました。主な論点として、①本人にとって適切な時機・期間で利用する制度の導入②本人の判断能力を基準とする現在の成年後見制度の 3 類型の在り方③成年後見人等の柔軟な交代④成年後見人報酬の在り方⑤任意後見制度の在り方　などとなっています。

この報告書を受け、法務省の法制審議会において新たな部会（民法（成年後見等関係）部会）が設置され、現在成年後見制度の見直しが行われています。

１－３　計画の位置付け

本計画は、国立市総合基本計画における基本理念や重点項目、基本施策を踏まえ、意思を決定したり表明したりすることに困難を抱える方を支援し、本人を中心とした支援体制を整備するための計画であり、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に規定する市町村による成年後見制度利用促進基本計画を包含する計画です。

国立市総合基本計画を最上位計画とし、個別計画である「国立市地域福祉計画 」との整合を図るとともに、高齢、しょうがい、健康増進等、保健福祉に関する各個別計画等との連携を図ります。

１－４　計画の期間

本計画の計画期間は、2026（令和８）年度から 2030（令和 12）年度までの５年間とします。

ただし、国や東京都の福祉施策の根本的見直しや社会情勢に著しい変化が生じた場合は、評価及び検証等を行い、必要に応じて見直し等を行います。

１－５　計画策定の体系

（１）　国立市権利擁護支援審議会

学識経験者、弁護士、司法書士、社会福祉士、社会福祉法人の役員又は職員、成年後見制度に関する事業に従事する者、介護保険被保険者、しょうがいしゃ又はその関係者、公募市民委員で構成される委員会において、計画の内容を協議しました。

（２）　アンケート及びヒアリングの実施

権利擁護支援について、市内事業所および専門職等（弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士・市民後見人等）における権利擁護について、現場の状況等を伺うことにより、計画策定における審議会での議論の参考とするためにアンケートを実施しました。

また、審議会委員それぞれが当事者（社会福祉法人弥生会・社会福祉法人多摩棕櫚亭協会・特定非営利活動法人成年後見ウィル・ＮＰＯ法人ワンステップかたつむり国立・国立市老人福祉センターを利用している方）とヒアリングを通じて交流することにより、当事者のことを知ることができ、計画策定に向けて審議会での議論の参考とするために当事者へのヒアリングを実施しました。

（３）　パブリックコメントの実施

計画素案について、市民からの意見を幅広く募集するため、市のホームページや公共施設においてパブリックコメントを実施しました。

１－６　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）

持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）とは、2001（平成 13）年に策定されたミレニアム開発目標（ＭＤＧｓ）の後継として、2015（平成 27）年９月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030（令和 12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、2020（令和２）年からの 10 年間をＳＤＧｓ達成に向けた「行動の 10 年」としています。

国立市総合基本計画では、基本構想に掲げた９つの政策ごとにＳＤＧｓの 17 のゴールと関連づけ、施策の展開に取り組んでいます。

本計画においても、基本目標に関連するＳＤＧｓのゴールを定め、施策の展開を図ります。

【持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の詳細】

	1　あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	2　飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	3　あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	4　すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	5　ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
	6　すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	7　すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
	8　包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	9　強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	10　各国内及び各国間の不平等を是正する
	11　包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	12　持続可能な生産消費形態を確保する
	13　気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	14　持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	15　陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	16　持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	17　持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第２章　計画の基本的な考え方

２－１　計画の基本理念

本市では、国立市第三次地域福祉計画の基本理念である『だれもがあたりまえに暮らせるまちをつくる』を基本理念として、意思決定支援をはじめとする権利擁護支援の体制整備等を行っていきます。

《基本理念》

だれもがあたりまえに暮らせるまちをつくる

２－２　計画の基本施策

本計画では、国立市の現状や課題を踏まえ、基本理念の実現に向けて、次の４つの基本施策を掲げ、取組を推進します。

基本施策１　当事者が自らの価値観で意思決定できる環境づくり

認知症やしょうがいのある人など、一人で意思を決定することが困難な方が自らの価値観に基づいて意思決定ができる環境を整備していく必要があります。また、本人の意思決定への支援が適切に図られるためには、支援者や市民に対し権利擁護支援についての理解促進を図るほか、当事者に対しても、自分のことは自分で決めることができることを啓発していく必要があります。様々な機会や媒体を活用し、情報発信及び講習会や研修会を実施していきます。

基本施策２　権利擁護支援施策の展開

権利擁護支援を行うには、本人の意思決定やその支援のあり方とともに、虐待や消費者被害等の権利を侵害する行為からの保護及び回復が重要であり、本人が安心して地域で生活していくためには、本人の特性やできることに応じた周囲の人のサポートや制度の活用が必要です。認知症やしょうがいのある方など、一人で意思を決定することが困難な方のほか、身寄りの方がいないことによって、様々な社会的障壁に直面し、権利行使に困難を抱える方が増加しています。安心して地域で暮らすために、虐待防止に関する取り組みの充実、日常生活自立支援事業などの日常的

な手続きや金銭管理の支援、身寄りのない方への総合的な権利擁護、消費者被害への対応、住まいに関する総合的な支援等の施策を展開していきます。

基本施策３　権利擁護を支える地域連携ネットワークと中核機関の整備

本人の意思決定に支援が必要な人の権利を擁護し支援していくためには、本人を支援している関係者（家族、友人・知人、介護・福祉関係者、成年後見制度を使っている場合には成年後見人等）が連携・協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や選好、価値観を継続的に把握して「チーム」 として支援をしていく必要があります。このような個別の支援においてスムーズに連携・協力できるようにするためには、包括的な相談支援体制を機能強化し、権利擁護支援に係る相談窓口及び専門職などと、地域の連携の仕組みを検討していく「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」を構築することが重要です。

中核機関とは、権利擁護支援を必要とする方が、必要な時に適切な支援につながるように、地域で支える体制を構築する「地域連携ネットワーク」の中心となる機関です。この中核機関がどのような役割を果たすかは、市の権利擁護支援体制を構築する上で非常に重要です。

国第二期計画では、中核機関の役割を以下の通り例示しています。

・本人や関係者等からの意思決定支援や権利擁護支援、成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う役割

・専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを行う役割（協議会の運営等）

中核機関の機能は、画一的なものではなく、自治体によってさまざまです。国立市の実情に合わせた中核機関の機能を定義し、推進します。

なお、国立市では、国立市社会福祉協議会の権利擁護センターを成年後見制度の推進機関と位置付け、運営しています。今後、中核機関については、国立市の各福祉関係部署及び国立市社会福祉協議会が共同で運営し、それぞれの役割の中で地域連携ネットワークを支えていきます。また、中核機関の権利擁護支援業務を支えつつ、地域の権利擁護支援の課題解決をともに考える協議会を立ち上げます。

さらに、地域連携ネットワーク構築に際しては、当事者の意見を反映しながら、それぞれの会議体の目的に沿って、当事者の参画についても推進していきます。

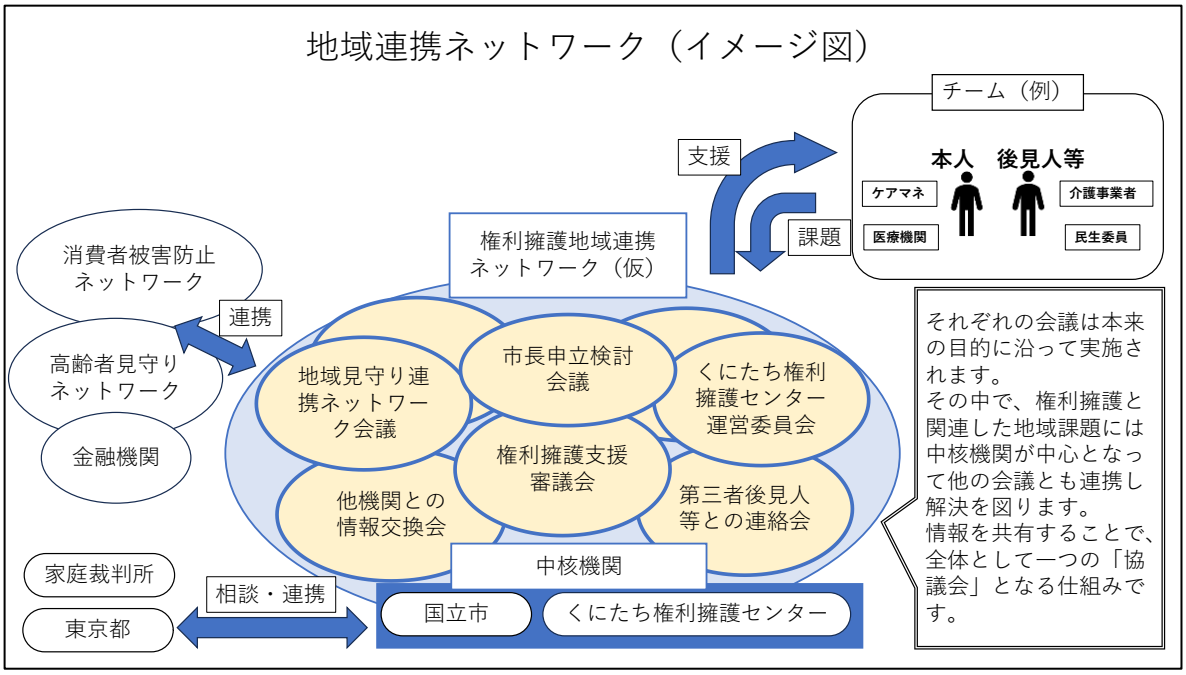

基本施策４　成年後見制度の普及啓発と適切な利用へのつなぎ

判断能力が十分でない状態にある方への権利擁護支援としての成年後見制度を正しく理解してもらえるよう周知を進めます。また、制度が適切に利用されるよう必要な方が安心して制度利用できる環境を整えます。

成年後見等の申立は、本人、配偶者または４親等内の親族が行うことができますが、申し立てる親族がいない場合などは、国立市が親族等に代わって後見等開始の申し立てを行い、身寄りのいない方や費用負担が困難な方でも成年後見制度を利用できるよう支援します。また、必要な支援内容を十分に把握し、財産管理のみでなく、身上保護も重視した適切な成年後見人等の推薦を行なえるよう、市民後見人養成研修修了者の推薦や専門職団体等との連携を強化します。さらに適切な成年後見人等の選任の一環として、社会福祉法人やNPO法人等が担い手となる法人後見についての推進を行います。

第３章　施策の展開

基本施策１　当事者が自らの価値観で意思決定できる環境づくり

個別施策１　本人の意思形成、意思表明、意思実現のための取組の促進

本人の意思決定の力を育むために、様々な体験をすることが重要です。体験の機会が限定されがちなしょうがいのある人にとって、しょうがいのある人もしょうがいのない人も共に学び、成長し、働き、生活することが体験の機会を広げ、幅広い意思形成、意思表明を促し、意思実現につながります。そのため、家族のみならず、教育機関、しょうがい福祉サービス事業所等が、幼児期、成人期を問わず、積極的に様々な体験の機会を用意するよう心がけることを促進します。市もしょうがい福祉サービス事業者等と協力しながら、一人暮らし等の体験の機会の場の提供などの取組について調査研究を進めていきます。また、幼児教育から地域の学校の中で、共に学び、育つ場をつくることがしょうがいを抱える子ども自身の意思形成支援につながります。地域の学校、学級の包摂力の向上を目指し、教育機関内における支援を強化するとともに、就学時の学校選択における意思形成に必要な情報提供や体験機会の確保に努めます。

個別施策２　当事者が意思決定できる環境整備の調査研究

当事者が自らの価値観で意思決定していくことで自分の人生を自分で決められると実感が持てるよう、選択や経験の機会の確保に努めます。また、円滑な意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、既存の支援を充実させていくと共に、当事者の意見を聞きながら、様々な特性に応じた意思表明できる環境整備の調査研究を進めます。

個別施策３　意思決定支援普及リーダー養成研修の実施

各事業所等で、意思決定支援や権利擁護について多くの方に理解し、実践してもらうための普及リーダーを養成するための研修を実施します。

個別施策４　意思決定支援の充実・普及

意思決定支援や権利擁護についての理解を深めるため、本人や家族、支援者、成年後見人等、医療関係者等に対して、連絡会や勉強会、講座、講演会等の機会を通じて意思決定支援の普及啓発に努めていきます。

また、本人や関係者を交えた意見交換等を通じ、意思決定支援に関する仕組みづくりを検討していきます。

基本施策２　権利擁護支援施策の展開

個別施策１　身寄りのない方への総合的な権利擁護支援の検討

モデル事業として身寄りのない方への支援を実施している他区市町村の独自事業を把握しつつ、国において検討されている日常生活自立支援事業の事業拡充の検討状況を注視し、総合的な権利擁護事業の実施に向けた準備を進めていきます。

また、高齢者を中心として単身世帯等の急増が確実に見込まれる中で、入居や入院等で求められる身元保証から日常生活支援、死後事務の対応まで、広く生活を支えていくため、既存の取組も踏まえた上で、必要な支援のあり方を検討していきます。身寄りがいてもいなくても、安心して当たり前の生活を送ることができることを目指します。

個別施策２　終活支援の調査研究

個人のエンディング（人生の最期）に向けた準備をサポートし、残りの人生を自分らしく豊かに生きれるよう、人生の最期をどのように生きていきたいか、命が尽きたあとの葬儀、埋葬、財産の活用などに関する希望を明確にして、諸々の手続きがスムーズに進む準備ができるような支援について調査研究をします。

個別施策３　住まいに関する総合的な支援の充実

高齢者やしょうがいしゃ等、住宅の確保に特に配慮を要する「住宅確保要配慮者」の方が、気軽に住まい相談をできるように令和７年９月より開設している居住相談窓口「住まいサポートくにたち」を広く周知し、相談体制を充実するとともに、地域の住まいの課題を検討する居住支援協議会の設置を進めます。

個別施策４　日常生活自立支援事業の充実

アウトリーチや関係機関と連携をとり、潜在的な対象者の支援を行うとともに、契約後の利用者への定期的なモニタリングを確実に行います。また、事業の対象者やサービス内容を整理し、さらなる事業の充実を図ります。

また、高齢者や自分で金銭管理が難しい方の金銭管理支援を円滑に行えるよう、DX 活用等多様な支援について調査研究を進めるとともに、介護者による金銭に関わる支援についても推進していきます。

個別施策５　虐待防止に関する取り組みの充実

高齢者およびしょうがいしゃの虐待対応は、行政が虐待の判断、認定、行政権限の行使など、迅速かつ適切に行う必要があります。そのため、高齢者およびしょうがいしゃ本人の権利擁護の観点による客観的、専門的な助言を必要に応じて求めるよう努めます。虐待対応の仕組みの中で、中核機関や専門職との連携の下、適切な虐待対応と権利擁護支援の充実を図ります。また、虐待の予防につながるよう、虐待防止についての理解の促進に努めます。

個別施策６　消費者被害への対応の検討

消費者被害等に対する権利擁護を図る視点での消費生活センター等との連携策を検討します。

基本施策３　権利擁護を支える地域連携ネットワークと中核機関の整備

個別施策１　各機関とのネットワーク構築の推進

市民及び地域とともに、行政、家庭裁判所、民間の団体等が一体的に連携・協力し、支援を必要とする方を、早期に発見し、適切な権利擁護の支援につなげるための体制づくりを行います。このために、本人を支えている家族・友人・知人・支援者・関係機関等（成年後見人等がいる場合には成年後見人等を含む）がチームとなって本人の意思や権利を尊重した支援を行うことができるよう、中核機関の機能を充実させるとともに協議会で地域における権利擁護支援の課題解決の取組を行います。そのほか高齢者見守りネットワーク・消費者被害防止ネットワーク・金融機関等との連携により、地域連携ネットワークを構築します。

個別施策２　他機関との連携（医療機関、金融機関等）

医療機関と連携し、専門的知見に基づいた意見を伺い、適切な支援につなげていきます。また、金融機関とは特に財産管理に関して連携が不可欠であるため、それぞれの機関における取扱いを整理、共有し、本人にとっても最も適した支援につなげていきます。

個別施策３　権利擁護支援チームへの支援の充実（チーム形成支援・チーム自立支援・後見人等支援）

権利擁護支援チームへの適切な支援体制の整備、困難なケースにも多職種間で連携して適切に対応できる体制整備を目的とし、専門職団体や関係機関が協力する支援チームの形成支援を進めます。また、後見人等支援として、後見人選任後の初回

訪問の同行、支援チームとの引き合わせを行い、支援チームの一員として連携できるよう体制を整えます。さらに、支援チームの定期的な連絡会を実施し、モニタリングや定期報告書作成等の支援を行います。

個別施策４　権利擁護の相談支援機能の充実

権利擁護における支援検討会議（仮称）を設置し、各機関に相談のあったケースについて、権利擁護の視点から本人に適した支援につなげます。

また、会議設置に伴い、各関係機関に権利擁護を意識してもらうことで、潜在的に支援が必要なケースの把握に努めます。

個別施策５　中核機関の設置

権利擁護支援のニーズを把握し、スムーズにチーム支援を行っていくためには、「中核機関」および「協議会」の設置による権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築が重要です。

中核機関は、権利擁護支援ニーズのある人の個別支援のコーディネート、さらに地域の課題解決について協議する協議会の事務局機能を担います。また、中核機関では成年後見人等にの行う身上保護に関する支援への苦情について、その解決に向けて関係機関と連携して対応するための役割も担っていきます。国立市では、今後「中核機関」の設置に向けて、検討を進めます。　また、中核機関の専門的業務のバックアップを行い、権利擁護支援の推進にともに取り組む協議会の設置も、同時に検討します。

また、中核機関では、身上保護に関する支援への苦情等について、その解決に向けて関係機関と連携して対応するための役割も担っていきます。

個別施策６　協議会の設置及び運営

権利擁護地域連携ネットワーク協議会（仮称）を設置し、意思決定支援や権利擁護支援における様々な地域課題などの情報を共有し、各委員の専門的知見を活かし、権利擁護支援を推進するための地域連携の仕組みづくりについて検討します。

個別施策７　市民後見人の養成・育成

権利擁護を支援する体制の整備、地域共生社会の実現へ向けた人材育成や参加支援を目指した市民後見人の養成を継続していきます。

また、市民後見人を養成するための基礎講習を実施するとともに、基礎講習の修了後、一定期間経過した方のフォローアップを目的とした研修の内容や活動支援体制等をより充実させていきます。

個別施策８　市民後見人養成講座修了者の活躍の場の提供

市民後見人養成講座修了者や受任経験のない市民後見人の活動機会の充実を図るため、今後、国立市社会福祉協議会で設置予定の法人後見支援員など、後見業務に関わることが出来る体制づくりや従事する方々への研修やサポート体制の強化等を進めます。

また、市民後見人の受任要件を整理するとともに、 受任時における専門職後見人と市民後見人との複数選任による複数後見の実施や専門職後見人から市民後見人への切替え等を行うリレー方式の実施機会の充実を検討します。

基本施策４　成年後見制度の普及啓発と適切な利用へのつなぎ

個別施策１　権利擁護・成年後見制度の普及啓発

日常生活自立支援事業や成年後見制度の内容を、ホームページやSNS、出前講座等で周知し、サービスが必要になったときに適切に利用できるように推進していきます。

個別施策２　法人後見の推進

長期間にわたる制度利用が必要な人のニーズにも応えられるよう、社会福祉法人やＮＰＯ法人などが成年後見人等となり後見等事務を行う法人後見を充実させるため、ニーズの把握、課題の整理等を行うとともに、法人後見実施団体との連携を強化します。

個別施策３　権利擁護における支援検討会議の実施

現在実施している成年後見制度に関する市長申立検討会議の位置づけを整理し、新設予定である権利擁護における支援検討会議（仮称）にて、成年後見制度の必要性や、他の制度の活用まで視野に入れた検討を専門職の助言を踏まえて検討し、成年後見制度の必要があれば、受任者調整まで実施します。

個別施策４　所得や財産が少ない方への報酬助成の充実（利用支援事業）

成年後見制度を利用している方で、低所得や資産等の事情により、成年後見制度の申立費用や成年後見人等への報酬を負担することが困難な方に、市が申立費用や報酬の一部を助成します。

特に、市長申立に係る成年後見人等への報酬助成及び審判請求に係る費用負担を見直し、市長申立に限らず所得や資産の状況により、成年後見人等への報酬及び審判請求費用を負担なく成年後見制度を利用できるように検討します。

第４章　計画の推進体制と進行管理

４－１　計画の周知

本計画は、基本理念である「だれもがあたりまえに暮らせるまち」の実現に向けて取り組んでいけるよう、本市ホームページや広報誌などで公表・周知するほか、研修会や講演会、各種イベントなどにおける啓発、関係機関や団体などへの配布等を通じて、広く周知していきます。

４－２　計画の進捗管理・評価

本計画の進捗管理及び評価については、計画を立て（Plan）、実行し（Do）、その進捗状況を定期的に把握・評価した上で（Check）、その後の施策・事業を改善する（Action）、一連の PDCA サイクル（計画・実行・評価・改善）の構築に努めていきます。

本計画を推進していく上で、計画に沿って施策が着実に実施されているか確認するため、計画の推進及び進捗管理を行い、毎年度、前年度の実施状況について確認を行います。

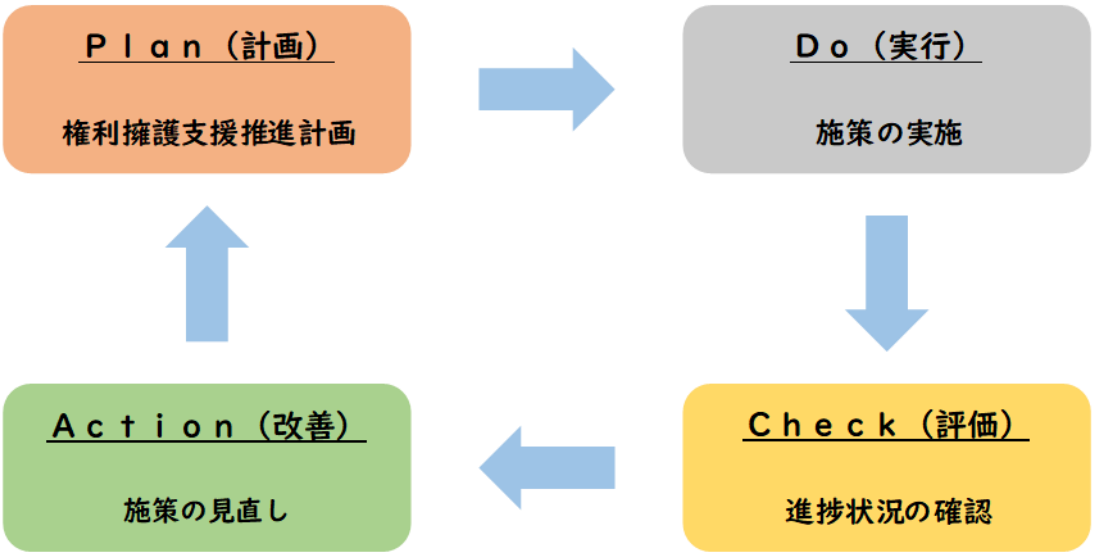

※ 次期計画策定に際しては、本計画策定同様、当事者にも参画していただき、議論していきます。